



令和5年8月17日

長崎地方最低賃金審議会  
会長 深浦 厚之 殿

長崎地方最低賃金審議会  
長崎県最低賃金専門部会  
部会長 林 徹

### 長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、長崎地方最低賃金審議会から付託された長崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申において、政府に対し、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望、すなわち、業務改善助成金の対象拡大や実効性ある支援の拡充、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化、及び周知等の徹底が、例年以上に多く盛り込まれたところである。

長崎労働局においても、今年度の引上げ額は過去最大であり、中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響は大きいことから、業務改善助成金が一層活用されるよう、積極的な周知広報を強く要望する。

また、取りまとめに当たっては、使用者側委員より別紙2のとおり国に対する要望がなされていることを申し添える。

### 記

- |   |         |               |
|---|---------|---------------|
| 1 | 公益代表委員  | 林 徹 (部会長)     |
|   |         | 伊東 浩子 (部会長代理) |
|   |         | 深浦 厚之         |
| 2 | 労働者代表委員 | 岩永 洋一         |
|   |         | 加世田和志         |
|   |         | 種村 和久         |
| 3 | 使用者代表委員 | 岩崎 直紀         |
|   |         | 岩根 信弘         |
|   |         | 峯下 隆久         |

長崎県最低賃金

1 適用する地域

長崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 898円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

- 1 近年最低賃金が大幅に引き上げられるとともに、10月上旬に改定発効されていることから、パートタイム労働者等について税制上の扶養控除及び社会保険上の被扶養認定を受けるために就労時間等の調整を行わなければならない状況が事業活動の支障にもなっている。このような状況を解消するために、最低賃金の改定の発効日を1月1日と制度化することについて国において検討することを強く要望する。